小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年2月28日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

退職手当において、民間水準との均衡を図るとともに、在職中の職責差をより一層 反映させる等の構造の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例(昭和23年条例第19号)の一部を次のように改正する。

- 第1条第7号を次のように改める。
- (7) 在職6か月未満の退職者(第1条の3第2項第2号に規定する者を除く。)
- 第1条の3第1項中「次条、第4条、第5条」を「第2条、第4条」に改め、「調整額」の次に「(以下単に「退職手当の調整額」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。
- 2 退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のうち、次に掲げる者 に支給する。
 - (1) 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で小金井市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)、規則で定める定年に達したことに準ずる理由により退職した者、規則で定める傷病により退職した者(次号に規定する公務上の傷病により退職した者を除く。)、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(次号に規定する公務上の死亡により退職した者を除く。)
 - (2) 法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、 任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その意に反して退職 した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 第1条の3の次に次の1条を加える。

(公務又は通勤によることの認定基準)

第1条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たつては、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定により、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

第2条の見出し中「普通退職の場合の」を削り、同条第1項中「第5条の規定に該当する場合を除くほか、勤続1年以上で退職した職員」を「退職した者」に改め、同項第1号中「100分の100」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の130」に改め、同項第3号中「16年以上20年以下」を「16年以上30年以下」に、「100分の150」を「100分の160」

に改め、同項第4号中「21年以上25年以下」を「31年以上33年以下」に、「100分の165」を「100分の150」に改め、同項第5号中「26年以上30年以下」を「34年以上」に、「100分の180」を「100分の50」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「50」を「45」に改める。

第4条の見出し中「基本額」を「基本額に係る特例」に改め、同条第1項を次のように改める。

第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第2号の規定に該当する者に対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

第4条第2項中「前項に規定する職員」を「前項の規定の適用を受ける職員のうち、 第1条の3第2項第2号の規定に該当する者」に、「同項」を「第2条第1項」に改 め、同条第5項を削る。

第4条の2を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2中「前条第1項に定める」を「第1条の3第2項第1号に規定する」に、「その年齢」を「その退職の日の属する会計年度の末日の年齢」に、「同項の」を「第2条の」に、「同項中」を「同条中」に改める。

第5条の3第1項第1号中「20点」を「35点」に、同項第2号中「15点」を「30点」に、同項第3号中「10点」を「25点」に、同項第4号中「6点」を「20点」に、同項第5号中「3点」を「15点」に、同項第6号中「0点」を「10点」に改める。

第6条第6号中「第4条及び第5条の規定による」を「第1条の3第2項に該当する者の」に改める。

第7条第4項中「第5条」を「第1条の3第2項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定の適用を受ける者(次項の適用を受ける者を除く。)で、 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に退職したものの退職手当 の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、その者の退職の日 における給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1の支給率の欄に定め る率を乗じて得た額とする。
- 3 改正後の条例第2条の規定の適用を受ける者のうち、改正後の条例第1条の3第 2項に規定する者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもつて、その者に支給する退職手当の基本額とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 その者の退職の日に おける給料月額(改正後の条例第4条第1項及び第5条の2に規定する者につい ては、当該規定に定める合計額。次号において「最終給料月額」という。)に、 その者の勤続期間に応じて付則別表第2の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 その者の最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第3の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
- 4 改正後の条例第5条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職したものの同条第1項各号に規定する点数については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める点数とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 付則別表第4に定め る点数
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 付則別表第5に定め る点数
- 5 改正後の条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」 とあるのは、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定め る割合とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 1,000分の50
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 1,000分の75

勤続期間	支給率
1年	0.93
2年	1.86
3年	2.80
4年	3. 73
5年	4.66
6年	5.60
7年	6. 53
8年	7.46
9年	8.40
10年	9. 33
11年	10.65
12年	11.96
13年	13.28
14年	14.60
15年	15.91
16年	17.48
17年	19.05
18年	20.61
19年	22.18
20年	23.75
21年	25.36
22年	26.98
23年	28.60
24年	30.21
25年	31.83
26年	33.50
27年	35.16
28年	36.83
29年	38.49
30年	40.16

31年	41.71
32年	43.26
33年	44.81
3 4 年	45.70
35年	46.58
3 6 年以上	46.66

81/1/12/N1 7	
勤続期間	支給率
1年	1. 1
2年	2. 2
3年	3. 4
4年	4. 6
5年	5. 7
6年	6.8
7年	8. 0
8年	9. 2
9年	10.3
10年	11.4
11年	13.1
12年	14.6
13年	16.3
14年	17.8
15年	19.5
16年	21.3
17年	23.1
18年	24.9
19年	26.7
20年	28.5
21年	30.3
22年	32.1

23年	33.9
24年	35.7
25年	37.5
26年	39.3
27年	41.1
28年	42.9
29年	44.7
30年	46.5
31年	48.0
32年	49.5
33年	51.0
3 4 年	51.5
35年以上	52.0

勤続期間	支給率
1年	1. 0
2年	2. 0
3年	3. 0
4年	4. 1
5年	5. 1
6年	6. 1
7年	7. 1
8年	8. 2
9年	9. 2
10年	10.2
11年	11.7
12年	13.1
13年	14.6
14年	16.0
15年	17.5

16年	19.2
17年	20.9
18年	22.6
19年	24.3
20年	26.0
21年	27.7
22年	29.4
23年	31.1
24年	32.8
25年	34.5
26年	36.2
27年	37.9
28年	39.6
29年	41.3
30年	43.0
31年	44.5
3 2 年	46.0
33年	47.5
3 4 年	48.0
35年以上	48.5

調整額区分	点数
第1号区分	27.6
第2号区分	22.6
第3号区分	17.6
第4号区分	13.0
第5号区分	9. 0
第6号区分	5. 0

調整額区分	点数
第1号区分	31.3
第2号区分	26.3
第3号区分	21.3
第4号区分	16.5
第5号区分	12.0
第6号区分	7. 5

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(支給対象)	(支給対象)	
第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員(地方公務員法(昭	第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員(地方公務員法(昭	
和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第	和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第	
1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2	1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2	
項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が	項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が	
退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者	退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者	
にはこれを支給しない。	にはこれを支給しない。	
	(1)	
	(6) J	10 4 - +6 14
(7) 在職6か月未満の退職者(第1条の3第2項第2号に規定す	(7) 第4条に規定するものを除くほか、在職6か月未満の退職者	規定の整備
<u>る者を除く。)</u> (一般の退職手当)	(一般の退職手当)	
第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、第2条、第4条		
及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5	第1末の3	H]
条の3の規定により計算した退職手当の調整額(以下単に「退職	<u> </u>	
手当の調整額」という。)を加えて得た額とする。	得た額とする。	
2 退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のう	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	退職手当の調整額を付
ち、次に掲げる者に支給する。		与する退職者に係る規
(1) 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で小金		定の整備
井市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32号)第		
4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)、		
規則で定める定年に達したことに準ずる理由により退職した		
者、規則で定める傷病により退職した者(次号に規定する公務		
上の傷病により退職した者を除く。)、通勤による災害により退		
職した者又は死亡により退職した者(次号に規定する公務上の		
死亡により退職した者を除く。)		
(2) 法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準		
ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた		

計画に基づき、その意に反して退職した者及び公務上の傷病又 は死亡により退職した者

(公務又は通勤によることの認定基準)

第1条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公 務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たつては、地方 公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定により、 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する 場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額)

- |第2条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の | 第2条 第5条の規定に該当する場合を除くほか、勤続1年以上で等に対する支給率規定 日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区 分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分 の90
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100 分の130
 - (3) 16年以上30年以下の期間については、1年につき100
 - (4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100 分の150
 - (5) 34年以上の期間については、1年につき100分の50
- 日における給料月額に45を乗じて得た額を超えるときは、同項 の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基 本額とする。

(公務上の傷病退職等の場合の退職手当の基本額に係る特例)

|第4条 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により||第4条 公務上の傷病又は死亡により退職した職員及び整理によ ||る特例の新設 退職した者及び同項第2号の規定に該当する者に対する第2条の 規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料 月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」と する。

公務上等の認定基準に 係る規定の整備

(普诵退職の場合の退職手当の基本額)

普诵退職者、定年退職者

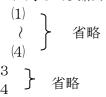
- 退職した職員に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日にの統合及び退職手当基 おけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分 体額の支給率の変更 して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分 Ø 1 0 0
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100 分の135
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100 分の150
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100 分の165
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100 分の180
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の165
- | 2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の | 2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の退職手当基本額の最高 日における給料月額に50を乗じて得た額を超えるときは、同項支給率の変更 の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基 本額とする。

(公務上の傷病退職等の場合の退職手当の基本額)

り退職した職員に対して支給する退職手当の基本額は、その者の 勤続期間を第5条第1項各号に区分して、退職の日におけるその 者の給料月額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額 の合計額とする。

退職手当の基本額に係

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の3第2項第2 2 号の規定に該当する者で次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。



<u>第5条</u> 削除

2 <u>前項に規定する職員</u>で次の各号のいずれかに該当するものに 規定の整備 対する退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給月 額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、<u>同</u> 項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対し て支給する退職手当の基本額とする。

5 <u>第5条第2項の規定は、第1項の退職手当の基本額の計算につ</u>項の削除 いて準用する。

(公務等によることの認定基準)

条の削除(規定の整備に

第4条の2 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公よる条の移動等) 務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たつては、地方 公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定により、 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施す

る場合における認定の基準に準拠しなければならない。

2 整理による退職の基準は、法第28条第1項第4号の規定に該 当する理由もしくはこれに準ずる理由により、任命権者があらか じめ市長と協議して定めた計画に基づき、その意に反して退職し た者とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

条の削除(退職手当基本

- 第5条 定年に達したことにより、退職した職員(定年に達した者額の規定を第2条へ統で、小金井市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32合)
- 号)第4条の規定により、引き続き勤務した後退職した者を含む。)、これに準ずる者で規則で定める者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(以下「定年退職者等」という。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 第1条の3第2項第1号に規定する定年に達したこと 第5条の2 前条第1項に定める定年に達したことに準ずる理由 規定の整備 に準ずる理由により退職する者のうち、定年退職日から1年前ま でに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、か つ、その退職の日の属する会計年度の末日の年齢が退職の日にお いて定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以 上であるものに対する第2条の規定の適用については、同条中「給 料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日にお いて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得 た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

- 第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調 第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調 整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各 月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の 区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき 1,000円を乗じて得た額とする。
- (1) 第1号区分 35点
- (2) 第2号区分 30点
- (3) 第3号区分 25点
- (4) 第4号区分 20点

Ø 1 4 0

- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100 分の210
- (3) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100 分の200
- (4) 31年以上32年以下の期間については、1年につき100 分の110
- (5) 33年以上の期間については、1年につき100分の50
- 2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の 日における給料月額に59.2を乗じて得た額を超えるときは、 同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当 の基本額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

により退職する者のうち、定年退職日から1年前までに退職した 者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢 が退職の日において定められているその者に係る定年から10 年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用につ いては、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料 月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退 職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

- 整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの 各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職 員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点に つき1,000円を乗じて得た額とする。
- (1) 第1号区分 20点
- (2) 第2号区分 15点
- (3) 第3号区分 10点
- (4) 第4号区分 6点

退職手当調整額(調整額 点数)の変更

- (5) 第5号区分 15点
- (6) 第6号区分 10点

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

(5)

- (6) 前各号の規定により、計算した勤続期間に1年未満の端月数 がある場合には、6か月以上の端月数はこれを1年とし、6か 月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第1条の3第2 項に該当する者の退職手当を計算する場合については、これを 1年とする。
- (7) 省略
- 第7条 省略
- より退職する者を除くほか、職員が退職又は死亡したときに支給 する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、特別昇給がないも のと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経渦措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下 「改正後の条例」という。)第2条の規定の適用を受ける者(次項 の適用を受ける者を除く。)で、平成25年4月1日から平成26 年3月31日までの間に退職したものの退職手当の基本額につい ては、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、その者の退職の 日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1

- 第5号区分 3点
- (6) 第6号区分 0点

省略

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

(1)

- (6) 前各号の規定により、計算した勤続期間に1年未満の端月数 がある場合には、6か月以上の端月数はこれを1年とし、6か 月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第4条及び第5規定の整備 条の規定による退職手当を計算する場合については、これを1 年とする。
- (7) 省略
- 第7条 省略
- 第1条の3第2項第1号に定める定年及び定年に準ずる理由に |4 第5条に定める定年及び定年に準ずる理由により退職する者 |同上 を除くほか、職員が退職又は死亡したときに支給する退職手当の 計算の基礎となる給料月額は、特別昇給がないものと仮定した場 合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

- の支給率の欄に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 改正後の条例第2条の規定の適用を受ける者のうち、改正後の 条例第1条の3第2項に規定する者で、平成25年4月1日から 平成27年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。) に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第 2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもつて、その者に支給する退職手当の基本額とする。
- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 その者の退職の日における給料月額(改正後の条例第4条第1項及び第5条の2に規定する者については、当該規定に定める合計額。次号において「最終給料月額」という。)に、その者の勤続期間に応じて付則別表第2の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 その者の最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第3の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
- 4 改正後の条例第5条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置 期間に退職したものの同条第1項各号に規定する点数について は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属す る期間に応じて、当該各号に定める点数とする。
- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 付 則別表第4に定める点数
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 付 則別表第5に定める点数
- 5 改正後の条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める割合とする。
- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 1,000分の50
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 1.000分の75

1 烈州	
勤続期間	支給率
1年	0.93
2年	1.86
3年 4年	2.80
4年	3.73
5年	4 66
6年 7年	5.60
7年	6. 53
8年 9年 10年	(, 4 b
9年	8. 40
10年	9.33
11年	10.65
12年	11.96
13年	13.28
14年	14.60
15年	15.91
16年	17.48
17年	1 9. 0 5 2 0. 6 1
18年	20.61
19年 20年	22.18
20年	23.75
21年	25 36
22年	26.98
23年	28.60
24年	30.21
25年	31.83
26年	33.50
27年	3 3. 5 0 3 5. 1 6
28年	36.83
29年	38.49
30年	40.16

31年	41.71
32年	43.26
33年	44.81
3 4 年	45.70
35年	46.58
36年以上	46.66

支給率
1. 1
2. 2
3. 4 4. 6 5. 7 6. 8 8. 0
4. 6
5. 7
6.8
8. 0
9. 2
10.3
11.4
13.1
14.6
14.6
17.8
19.5
21.3
23.1
24.9
2 6 . 7 2 8 . 5
28.5
30.3
32.1
33.9
35.7

25年	37.5
26年	39.3
27年	41.1
28年	42.9
29年	44.7
30年	46.5
31年	48.0
32年	49.5
33年	51.0
34年	51.5
35年以上	52.0

RIMIX AT U	
勤続期間	支給率
1年	1. 0
2年	2. 0
3年	3. 0
4年	4. 1
5年	5. 1
6年	6. 1
7年	7. 1
8年	8. 2
9年	9. 2
10年	10.2
11年	11.7
12年	13.1
13年	14.6
14年	16.0
15年	17.5
16年	19.2
17年	20.9
18年	22.6
19年	24.3

20年	26.0
21年	27.7
22年	29.4
23年	31.1
24年	32.8
25年	34.5
26年	36.2
27年	37.9
28年	39.6
29年	41.3
30年	43.0
31年	44.5
32年	46.0
33年	47.5
3 4年	48.0
3 5 年以上	48.5

調整額区分	点数
第1号区分	27.6
第2号区分	22.6
第3号区分	17.6
第4号区分	13.0
第5号区分	9. 0
第6号区分	5. 0

調整額区分	点数
第1号区分	31.3
第2号区分	26.3
第3号区分	21.3
第4号区分	16.5
第5号区分	12.0

第6号区分 7.5

退職手当制度改正の概要について

1 改正内容

(1) 退職手当支給率

普通退職、定年退職等の退職手当の基本額に係る規定を統合し、年数区分及び支給率を改正する。また、支給上限額(最高支給月数)を普通退職50月、定年退職等59.2月から、普通退職・定年退職等ともに45月に改正する。

ア 普通退職

平成26年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

	延制	注手当支約 (
	現	行		改	正 内 容		
勤続年数		1	経過	措置	本 則		
	支給月数	支給率	H25. 4. 1~ H26. 3. 31 (月数)	現行との差 (月数)	H26.4.1~ (月数)	現行との差 (月数)	支給率
1年	1.00		0. 93	△ 0.07	0. 9	△ 0.10	
2年	2.00		1.86	△ 0.14	1.8	△ 0.20	
3年	3.00		2.80	△ 0.20	2. 7	△ 0.30	
4年	4.00		3. 73	△ 0.27	3. 6	△ 0.40	
5年	5. 00	100/100	4. 66	△ 0.34	4. 5	△ 0.50	00/100
6年	6.00	100/100	5. 60	△ 0.40	5. 4	△ 0.60	90/100
7年	7. 00		6. 53	△ 0.47	6. 3	△ 0.70	
8年	8.00		7. 46	△ 0.54	7. 2	△ 0.80	
9年	9.00		8. 40	△ 0.60	8. 1	△ 0.90	
10年	10.00		9. 33	△ 0.67	9. 0	△ 1.00	
11年	11. 35		10.65	△ 0.70	10. 3	△ 1.05	
12年	12.70		11. 96	△ 0.74	11.6	△ 1.10	
13年	14. 05	135/100	13. 28	△ 0.77	12. 9	△ 1.15	130/100
14年	15. 40		14. 60	△ 0.80	14. 2	△ 1.20	
15年	16. 75		15. 91	△ 0.84	15. 5	△ 1.25	
16年	18. 25		17. 48	△ 0.77	17. 1	△ 1.15	
17年	19. 75		19. 05	△ 0.70	18. 7	△ 1.05	
18年	21. 25	150/100	20. 61	△ 0.64	20. 3	△ 0.95	
19年	22.75		22. 18	△ 0.57	21. 9	△ 0.85	
20年	24. 25		23. 75	△ 0.50	23. 5	△ 0.75	
21年	25. 90		25. 36	△ 0.54	25. 1	△ 0.80	
22年	27. 55		26. 98	△ 0.57	26. 7	△ 0.85	
23年	29. 20	165/100	28.60	△ 0.60	28. 3	△ 0.90	160/100
24年	30. 85		30. 21	△ 0.64	29. 9	△ 0.95	
25年	32. 50		31. 83	△ 0.67	31. 5	△ 1.00	
26年	34. 30		33. 50	△ 0.80	33. 1	△ 1.20	
27年	36. 10		35. 16	△ 0.94	34. 7	△ 1.40	
28年	37. 90	180/100	36. 83	△ 1.07	36. 3	△ 1.60	
29年	39. 70		38. 49	△ 1.21	37. 9	△ 1.80	
30年	41.50		40. 16	△ 1.34	39. 5	△ 2.00	
31年	43. 15		41.71	△ 1.44	41.0	△ 2.15	
32年	44.80		43. 26	△ 1.54	42. 5	△ 2.30	150/100
33年	46. 45	165/100	44. 81	△ 1.64	44. 0	△ 2.45	
34年	48. 10	100/100	45. 70	△ 2.40	44. 5	△ 3.60	
35年	49.75		46. 58	△ 3.17	45. 0	△ 4.75	50/100
36年以上	50.00		46.66	△ 3.34	10.0	△ 5.00	

(第2条、付則第2項)

イ 定年退職等

平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

退職手当支給率 改正内容(定年退職等)

		退職-	+当文治	当支給率 改正内容 (定年退職等)					
	現	行	改正内容						
勤続年数		<u> </u>		経過	措置			本 則	
	支給月数	支給率	H25. 4. 1~ H26. 3. 31 (月数)	現行との差 (月数)	H26. 4. 1~ H27. 3. 31 (月数)	現行との差 (月数)	H27.4.1~ (月数)	現行との差 (月数)	支給率
1年	1.4		1.1	△ 0.3	1.0	△ 0.4	0.9	△ 0.5	
2年	2.8		2.2	△ 0.6	2.0	△ 0.8	1.8	△ 1.0	
3年	4.2	140/100	3. 4	△ 0.8	3.0	△ 1.2	2.7	△ 1.5	
4年	5. 6		4.6	△ 1.0	4. 1	△ 1.5	3. 6	△ 2.0	
5年	7.0		5. 7	△ 1.3	5. 1	△ 1.9	4. 5	△ 2.5	00/100
6年	8.4	140/100	6.8	△ 1.6	6. 1	△ 2.3	5. 4	△ 3.0	90/100
7年	9.8		8.0	△ 1.8	7. 1	△ 2.7	6. 3	△ 3.5	
8年	11.2		9. 2	△ 2.0	8. 2	△ 3.0	7. 2	△ 4.0	
9年	12.6		10. 3	△ 2.3	9. 2	△ 3.4	8. 1	△ 4.5	
10年	14.0		11. 4	△ 2.6	10. 2	△ 3.8	9.0	△ 5.0	
11年	16. 1		13. 1	△ 3.0	11.7	△ 4.4	10. 3	△ 5.8	
12年	18. 2		14. 6	△ 3.6	13. 1	△ 5.1	11.6	△ 6.6	
13年	20.3		16. 3	△ 4.0	14.6	△ 5.7	12. 9	△ 7.4	130/100
14年	22. 4		17.8	△ 4.6	16.0	△ 6.4	14. 2	△ 8.2	
15年	24.5		19. 5	△ 5.0	17. 5	△ 7.0	15. 5	△ 9.0	
16年	26.6		21. 3	△ 5.3	19. 2	△ 7.4	17. 1	△ 9.5	
17年	28.7		23. 1	△ 5.6	20. 9	△ 7.8	18. 7	△ 10.0	
18年	30.8	210/100	24. 9	△ 5.9	22.6	△ 8.2	20. 3	△ 10.5	
19年	32. 9		26. 7	△ 6.2	24. 3	△ 8.6	21. 9	△ 11.0	
20年	35. 0		28. 5	△ 6.5	26. 0	△ 9.0	23. 5	△ 11.5	
21年	37. 1		30. 3	△ 6.8	27.7	△ 9.4	25. 1	△ 12.0	
22年	39. 2		32. 1	△ 7.1	29. 4	△ 9.8	26. 7	△ 12.5	
23年	41.3		33. 9	△ 7.4	31. 1	△ 10.2	28. 3	△ 13.0	160/100
24年	43. 4		35. 7	△ 7.7	32.8	△ 10.6	29. 9	△ 13.5	
25年	45.5		37. 5	△ 8.0	34. 5	△ 11.0	31.5	△ 14.0	
26年	47.5		39. 3	△ 8.2	36. 2	△ 11.3	33. 1	△ 14.4	
27年	49. 5		41. 1	△ 8.4	37. 9	△ 11.6	34. 7	△ 14.8	
28年	51.5	200/100	42. 9	△ 8.6	39. 6	△ 11.9	36. 3	△ 15.2	
29年	53. 5		44. 7	△ 8.8	41. 3	△ 12.2	37. 9	△ 15.6	
30年	55. 5		46. 5	△ 9.0	43. 0	△ 12.5	39. 5	△ 16.0	
31年	56.6	110/100	48. 0	△ 8.6	44. 5	△ 12.1	41.0	△ 15.6	
32年	57. 7	110/100	49. 5	△ 8.2	46. 0	△ 11.7	42.5	△ 15.2	150/100
33年	58. 2		51.0	△ 7.2	47. 5	△ 10.7	44. 0	△ 14.2	
34年	58. 7	50/100	51. 5	△ 7.2	48. 0	△ 10.7	44. 5	△ 14.2	E0/100
35年以上	59. 2		52. 0	△ 7.2	48. 5	△ 10.7	45.0	△ 14.2	50/100

(第2条、付則第3項)

(2) 退職手当調整額

定年退職者等(定年退職者、傷病退職者、死亡退職者等)に付与する退職手当調整額について、各区分における在職1月当たりの調整額点数(ポイント)を引き上げる。 なお、平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

退職手当調整額区分表 改正内容

	在職1月当たりの調整額点数 (ポイント)					
区 分		経過	本 則			
(職 層)	現行	H25. 4. 1∼	H26. 4. 1∼	1107 4 1		
		H26. 3.31	H27. 3.31	H27.4. 1∼		
第1号区分(部長職)	20	27.6	31. 3	35		
第2号区分 (課長職)	15	22.6	26. 3	30		
第3号区分 (課長補佐職)	10	17.6	21.3	25		
第4号区分(係長職)	6	13	16.5	20		
第5号区分(主任職)	3	9	12	15		
第6号区分(主事職)	0	5	7. 5	10		

(第1条の3、第5条の3、付則第4項)

(3) 公務上の傷病退職等に係る基本額の特例

公務上の傷病退職等に対する退職手当の基本額については、その算定基礎となる 退職時の給料月額に10%の加算を行う。

なお、平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

加算率 改正内容

現 行	改正内容				
	経過				
加算率	H25. 4. 1∼	H26.4.1∼	本 則		
	Н26. 3. 31	Н27. 3. 31			
_	5 %	7.5 %	10 %		

(第4条、付則第5項)

2 実施時期

平成25年4月1日

3 参 考

【退職手当計算式】

※1 基本額 = 退職日の給料月額 × 支給率

※2 調整額 = 退職前240月分の調整額点数(ポイント) × 単価(※3) (調整額が加算されるのは、定年等退職者のみ)

※3 単 価 = 1,000円(平成25年2月1日現在)

東京都及び他市の退職手当の状況

1 普通退職の改正支給率(最高支給率の場合)

			現	行	改 正 内 容				
		勤続期間			経	過措置(月数	()	→ 101	
		到那近朔阳	支給月数	支給率	H25. 1. 1∼	H25. 4. 1∼	H26. 4. 1∼	本 則 (月数)	支給率
					H25. 3. 31	Н26. 3. 31	H27. 3. 31	(月数)	
ĺ	東京都 (A)	36年以上	50.0	165/100	48.33	46.66	本則支給	45.0	50/100
	小金井市 (B)	36年以上	50.0	165/100		46.66	本則支給	45.0	50/100
	他 市 例 (C)	41年以上	59. 2	165/100	_	54. 46	49. 73	45.0	50/100

2 定年退職等の改正支給率(最高支給率の場合)

			現	行			改 正 内 容			
		#14年 #11 11	勤続期間 土 4 1 1 1 1			経	過措置(月数	()	→ BII	
		到机舟间	支給月数	支給率	H25. 1. 1∼	H25. 4. 1∼	H26. 4. 1∼	本 則 (月数)	支給率	
					H25. 3. 31	Н26. 3. 31	H27. 3. 31	(月数)		
	東京都 (A)	35年以上	59. 2	60/100	55.6	52. 0	48.5	45.0	50/100	
	小金井市 (B)	35年以上	59. 2	50/100		52. 0	48.5	45.0	50/100	
	他 市 例 (C)	35年以上	59. 2	60/100		54. 46	49. 73	45.0	50/100	

3 退職手当調整額

3 退職手当調整額							
	区分	在職1月当たりの調整額点数(ポイント)					
				本 則			
		現 行	H25. 1. 1∼	H25. 4. 1∼	H26.4.1∼	H27.4.1∼	
			H25. 3. 31	Н26. 3. 31	Н27. 3. 31		
東京都(A)	部長職	20	23.8	27.6	31. 3	35	
	課長職	15	18.8	22.6	26. 3	30	
	課長補佐職	10	13.8	17. 6	21. 3	25	
	係長職	6	9.5	13	16. 5	20	
	主任職	3	6	9	12	15	
	主事職	0	2. 5	5	7. 5	10	
小金井市 (B)	部長職	20		27.6	31. 3	35	
	課長職	15		22.6	26. 3	30	
	課長補佐職	10		17. 6	21. 3	25	
	係長職	6		13	16. 5	20	
	主任職	3	_	9	12	15	
	主事職	0		5	7. 5	10	
他 市 例 (C)	部長職	20	_	25	30	35	
	課長職	15	_	20	25	30	
	課長補佐職	10		15	20	25	
	係長職	6	_	10.7	15. 4	20	
	主任職	3	_	7	11	15	
	主事職	0		3. 4	6. 7	10	

4 公務上の傷病退職等に係る基本額の特例

4 公務工の房外及戦争に休る基本領の行列							
	現 行	改 正 内 容					
	加算率	H25.1.1∼	H25. 4. 1∼	H26.4.1∼	本 則		
		H25. 3. 31	H26.3.31	H27. 3. 31			
東京都 (A)		2. 5%	5%	7. 5%	10%		
小金井市 (B)			5%	7. 5%	10%		
他 市 例 (C)	_		3%	6. 7%	10%		

5 実施時期

 (A)で実施予定
 1 市

 (B)で実施予定
 1 市

 (C)で実施予定
 1 市

 (うち平成25年7月1日から実施
 1 市

 (うち平成26年1月1日から実施
 1 市

 未提案
 1 市

(注)他市状況は、平成25年2月20日現在で、交渉中のものを含む。

議案第28号資料4

1 退職手当制度改正による削減額

(単位:千円)

			-		(井広・111)
	退職者数	区分	現行	改正後	削減額
平成24年度	26	合計額	698, 603		_
		基本額	675, 982	現行どおり	
		調整額	22, 621		
平成25年度	20	合計額	529, 840	493, 438	△ 36, 402
		基本額	512, 566	447, 739	△ 64,827
		調整額	17, 274	45, 699	28, 425
平成26年度	10	合計額	272, 724	247, 293	△ 25, 431
		基本額	261, 783	214, 467	△ 47, 316
		調整額	10, 941	32, 826	21, 885
	6	合計額	153, 933	135, 390 ^{**2}	△ 18, 543
平成27年度		基本額	149, 540	113, 670	△ 35, 870
		調整額	4, 393	21, 720	17, 327
合 計	62	合計額	1, 655, 100 ^{※4}	1, 574, 724	△ 80, 376
		基本額	1, 599, 871	1, 451, 858	△ 148, 013
		調整額	55, 229	122, 866	67, 637

2 本則実施後の1人当たり削減額

平成24年度から平成27年度までの1人当たり支給額(※4÷※3) (A) 26,695 千円 本則実施後の1人当たり支給額(※2÷※1) (B) 22,565 千円

1人当たり削減額(A)-(B)

4,130 千円